

# 新居浜市国土強靱化地域計画の概要について

## 1 策定の背景と目的

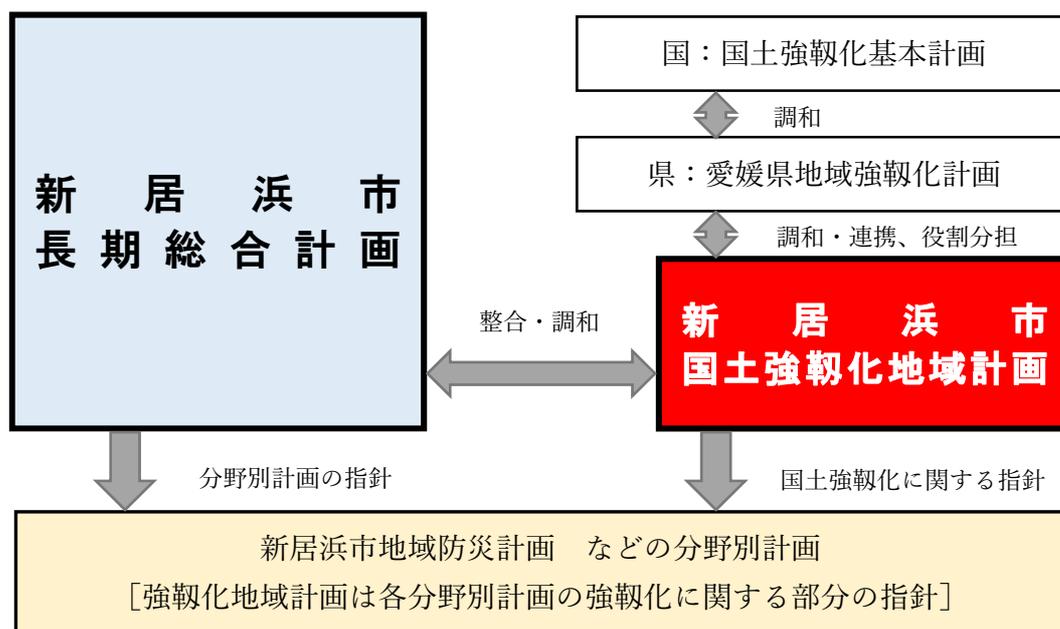
国土強靱化とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

## 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画で、県地域計画との調和をはじめ、新居浜市長期総合計画や新居浜市地域防災計画等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して様々な分野の計画等の指針となるものです。

国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



### 【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

- 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

### 【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

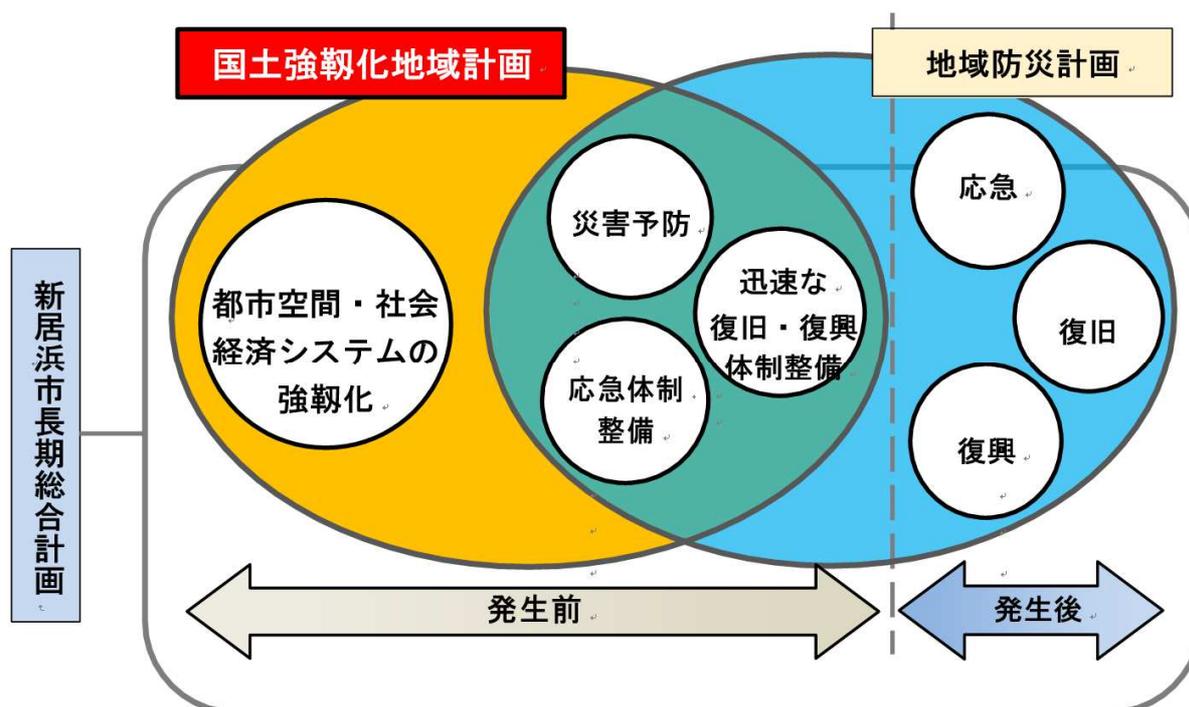
- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

## 地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、新居浜市地域防災計画[平成27年度修正]では「風水害等対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」のリスクごとに計画が立てられている。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくもの
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を明らかにし、最悪の事態をもたらさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたもの

### 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—



### 3 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、人・生活・産業を守るため、防災・減災対策を中心として、国や愛媛県、市民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりをすすめることにより、子どもからお年寄りまで誰もが光り輝き、健康で安全・安心に生活ができる、住んでいてよかったと心から思えるまちを目指すため、次の理念を掲げる。

「強く、しなやかで、人が輝く あかがねのまち」

### 4 基本目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、基本理念を達成するために、次の4項目を基本目標に掲げる。

- 1 すべての人命の確保が最大限に図られること。
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化されること。
- 4 すべての被害の迅速な復旧復興が図られること。

### 5 事前に備えるべき目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限に図られること。
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保すること。
- 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること。
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと。
- 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと。
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。

### 6 想定するリスク

愛媛県の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象としています。

(1) 南海トラフ地震

(2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む）

## 7 本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	人命の保護が最大限図られること。	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	山間部や離島において、多数かつ長期にわたり、孤立集落が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保すること。	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の滅灯等による交通事故の多発
		3-2	市の職員の被災による職員不足や施設等の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること。	4-1	電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
5	経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	コンビナートや重要な産業施設等の被災
		5-3	金融サービス等の機能停止による商取引への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能の停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な二次災害を発生させないこと。	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通まひ等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅な遅れ
		8-2	人材不足や地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	基幹インフラの損壊、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

## 8 本計画における推進方針

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な推進方針
1	人命の保護が最大限図られること。	1-1	住宅・建築物・危険物施設、防災拠点等の耐震化、老朽危険空き家等対策など
		1-2	海岸保全施設等の整備、津波避難路の確保、津波避難計画の策定など
		1-3	総合的な治水対策、土砂災害対策など
		1-4	防災意識の高揚、防災教育の実施、地域防災力の向上など
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	2-1	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備、緊急輸送道路等の整備など
		2-2	道路・航路等の早期啓開体制の整備、消防体制の連携強化など
		2-3	相互応援体制の整備、消防広域応援体制の整備など
		2-4	医療機関におけるライフラインの確保など
		2-5	関係機関等との連携強化、事業所等における備蓄の促進など
		2-6	医療関係機関との連携、空中輸送・傷病者搬送体制の整備など
		2-7	感染症等予防対策、下水道施設の耐震化など
		2-8	避難所の指定促進、運営体制の支援、避難所運営マニュアルの整備など
3	必要不可欠な行政機能は確保すること。	3-1	被災による機能低下の回避、治安の維持、発災後の渋滞の回避など
		3-2	防災拠点機能の確保、業務継続体制の整備など
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること。	4-1	電源の確保など
		4-2	情報の収集・伝達体制の確保など
5	経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。	5-1	事業者における事業継続計画の促進、工業用水道施設の更新・耐震化促進など
		5-2	石油コンビナート等における防災対策など
		5-3	金融機関における防災対策の推進など
		5-4	農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化、漁港の機能保全など
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。	6-1	ライフラインの災害対応力の強化、エネルギーの安定供給など
		6-2	下水道施設の耐震化、し尿・浄化槽汚泥処理施設の老朽化対策など
		6-3	緊急輸送体制の整備、安全な基盤形成、農道の整備など
7	制御不能な二次災害を発生させないこと。	7-1	消防の初動体制及び広域消防応援・受援体制の強化、海上・臨海部の広域複合災害対策など
		7-2	農業水利施設の老朽化対策、堤防・護岸等の防災対策など
		7-3	環境保全対策、有害物質の大規模拡散・流出対策など
		7-4	農地・農業用施設等の適切な保全管理、平地林の適切な保全など
		7-5	災害発生時の情報発信など
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。	8-1	災害廃棄物処理体制の整備など
		8-2	防災意識の高揚、防災教育の実施、防犯体制の充実強化など
		8-3	復旧・復興を担う人材の確保、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備など

## 9 本計画における施策分野

国基本計画や県地域計画において設定された施策分野との整合性に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では7つの施策分野を設定します。

本市地域計画 【施策分野】	
A. 行政機能／ 防災・消防	(1) 行政機能 (2) 防災・消防
B. 住宅／都市／土地利用	(1) 住宅 (3) 土地利用 (2) 都市
C. 保健医療／福祉／教育	(1) 保健医療 (3) 教育 (2) 福祉
D. 産業／農林水産／エネルギー	(1) 産業 (3) エネルギー (2) 農林水産
E. 情報通信／交通・物流	(1) 情報通信 (2) 交通・物流
F. 国土保全／環境	(1) 国土保全 (2) 環境
G. 地域防災／地域防犯／ 地域福祉／地域活動	(1) 地域防災 (3) 地域福祉 (2) 地域防犯 (4) 地域活動